

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス(愛称:ライフポイント®)
安定型／安定成長型／成長型

第14期決算のご報告

2019年11月18日発行

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記ファンドは2019年11月18日に決算を行いました。つきましては、分配金について以下のとおりご報告申し上げます。

ファンド名	決算期 (決算日)	分配金 (1万口当たり、課税前)	2019年11月18日現在 基準価額 (分配落ち後、1万口当たり)
ラッセル・インベストメント・ グローバル・バランス 安定型 ＜愛称:ライフポイント® 安定型＞	第14期 (2019年11月18日)	0円	15,221円
ラッセル・インベストメント・ グローバル・バランス 安定成長型 ＜愛称:ライフポイント® 安定成長型＞		0円	16,115円
ラッセル・インベストメント・ グローバル・バランス 成長型 ＜愛称:ライフポイント® 成長型＞		0円	16,517円

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

今期は分配を行わないことといたしました。分配金に充当しなかった収益につきましては、信託財産内に留保し、その全額をファンドの運用の基本方針に基づいて引き続き運用いたします。

弊社では、引き続き皆様のご期待に添う運用成果をあげるべく努力してまいります。今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

◎主な投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、**投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動リスク	株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
株式の発行会社の信用リスク	株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	債券は、金利の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
債券の発行体の信用リスク	債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドへの投資部分については、為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
流動性リスク	ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入れている株式や債券を売却することで換金代金の手当てを行います。組入れている株式や債券の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金に関する留意点
分配金は、預貯金の利息と異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

※詳細は、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

◎お申込みメモ

※詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付不可日	毎年12月25日
申込締切時間	午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情等があると委託会社が判断したときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことができます。
信託期間	無期限(2006年4月28日設定) ※各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	毎年11月18日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。 ※当ファンドには、収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。
スイッチング	各ファンド間において、スイッチングができます。 スイッチングとは、各ファンド間において、各ファンドの換金による手取り額をもって、換金申込みと同時にライフポイントの他のファンドの購入申込みを行うことができます。各ファンド間のスイッチングは無手数料で行えます。ただし、販売会社によってはスイッチングのお取扱いができない場合があります。なお、スイッチングにより換金されるファンドについては、通常の換金と同様に税金がかかります。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◎ファンドの費用

※詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	2.2%(税抜2.0%) を上限として販売会社が定める手数料率とします。
信託財産留保額	ありません。
投資者が間接的に負担する費用	
運用管理報酬(信託報酬)	日々の純資産総額に対して以下の率を乗じて得た額とします。 安定型 : 年率1.232%(税抜1.12%) 安定成長型 : 年率1.254%(税抜1.14%) 成長型 : 年率1.287%(税抜1.17%) ※各ファンドおよび各マザーファンドで運用の指図にかかる権限の委託をしている各外部委託先運用会社への報酬額は、委託会社が受ける報酬から支払われます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社が受ける報酬から支払われます。
その他の費用・手数料	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等が当ファンドから支払われます。 これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※当ファンドの費用(手数料等)の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◎委託会社・その他の関係法人

委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社(ファンドの運用の指図を行います。)
外部委託先 運用会社	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー (各ファンドの外国為替予約取引の指図を行います。)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行います。)
販売会社	以下の販売会社一覧をご覧ください。(ファンドの販売業務等を行います。)

◎販売会社一覧(50音順)

販売会社名	登録番号等	加入協会			
		日本 証券業 協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社十八銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第2号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第188号	○			
株式会社親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
野村証券株式会社※	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

※野村証券株式会社は、購入のお申込みの受付を行いません。

■Copyright© 2019. Russell Investments. All rights reserved ■当資料中「ラッセル・インベストメント」は、ラッセル・インベストメント グループの会社の総称です。 ■ラッセル・インベストメントの所有権は、過半数持分所有者のTAアソシエーツおよび少数持分所有者のレバレンス・キャピタル・パートナーズとラッセル・インベストメントの経営陣から構成されています。 ■フランク・ラッセル・カンパニーは、当資料におけるラッセルの商標およびラッセルの商標に関連するすべての商標権の所有者で、ラッセル・インベストメント グループの会社がフランク・ラッセル・カンパニーからライセンスを受けて使用しています。ラッセル・インベストメント グループの会社は、フランク・ラッセル・カンパニーまたは「FTSE RUSSELL」ブランド傘下の法人と資本的関係を有しません。 ■当資料はラッセル・インベストメント株式会社が当ファンドの収益分配金に関する情報の提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。 ■ラッセル・インベストメントによる事前の書面による許可がない限り、資料の全部または一部の複製、転用、配布はいかなる形式においてもご遠慮下さい。